

北九州マイスターの認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の高度な産業技術を支える卓越した技能者を北九州マイスターとして認定し、表彰することにより、その社会的認知度を高めるとともに、北九州マイスターの技能継承活動を通じて、優れた技能の維持・継承及び人材の確保・育成を図り、もって地域産業の振興に資することを目的とする。

(対象産業分野及び認定者数)

第2条 北九州マイスターの認定対象となる産業分野は、①金属・機械関係、②化学・窯業関係、③電気・電子関係、④建築・建設関係、⑤その他モノづくりの5分野に分類し、毎年度5名を目安として認定するものとする。

(認定基準)

第3条 北九州マイスターの認定は、第1項の各号すべての要件を満たす者に対して行う。

- (1) 認定対象者の技能水準 当該職種において、国内で第一人者又はこれと比肩する者であること。
- (2) 認定対象者の公的資格
 - ア 技能検定がある職種については、一級（又は単一等級）以上の取得者であること。
 - イ アに定めるもののほか、公的資格のある職種については、資格取得者であること。
 - ウ 公的資格等がない職種については、第1号に準ずる者であること。
- (3) 認定対象者の必要資質等
 - ア 本市において産業振興に貢献した者又は産業の発展に欠かせない者であること。
 - イ 北九州マイスターにふさわしい人格を有すること。
 - ウ 指導育成能力を有し、後進の育成指導が十分に期待できること。
- (4) 認定対象者の経験年数と年齢 その職種に20年以上の従事経験を有し、かつ年齢は40歳以上であること（現役の者に限る。）。
- (5) 居住地等 本市に5年以上在住、又は在勤する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、北九州市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、次の各号に該当する者は認定しない。

- (1) 北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（第3号において「暴力団」という）
- (2) 北九州市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(認定の取消)

第4条 市長は、認定者が第3条第2項に該当することが発覚した場合は、認定を取消することができる。

(推薦)

第5条 北九州マイスターの認定候補者となるには、次の各号のいずれかに掲げる者の推薦を必要とする。

- (1) 業界団体の長
- (2) 従業員数が500人以上の企業の長
- (3) 北九州マイスター技能伝承倶楽部会長

2 前項の推薦者は、所定の事項を記載した推薦書（様式第1号）及び必要な添付資料を別に定める期間内に市長に提出するものとする。

(認定)

第6条 市長は、認定候補者のうち、特に優れた者を北九州マイスターとして認定するものとする。

2 市長は、認定にあたっては、学識経験者等の意見を求めることができるものとする。

(北九州マイスター認定者の処遇等)

第7条 市長は、北九州マイスター認定者に対して、認定証及び副賞を授与するものとする。

2 北九州マイスター認定者が行う技能継承などの社会活動に対する経費を負担する。

(北九州マイスター認定者の社会活動)

第8条 市長は、モノづくり基盤技術の継承・発展及び優れた人材の確保・育成を図るため、北九州マイスター認定者に対し、市が必要とする社会活動について、協力を依頼するものとする。

2 北九州マイスター認定者が自発的に行う社会活動に対し、積極的な支援を行うものとする。

(報告)

第9条 北九州マイスター認定者は、社会活動に対する実績を北九州マイスター活動状況報告書（様式第2号）により市長に適宜報告するものとする。

(北九州名誉マイスター)

第10条 市長は、卓越した技能を有し、国内における産業発展に寄与するとともに、本市の産業振興に特に貢献した者を北九州名誉マイスターとして認定することができるものとする。

(運用)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用に当たって必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年8月1日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

付 則 (令和8年7月10日)

この要綱は、令和8年7月10日から施行する。